部長及び参事官　　会計発第４４号
殿　　令和６年２月27日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

遺失物業務における埋蔵文化財の取扱いについて（通達乙）

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）における埋蔵文化財に関する遺失物業務における取扱いに係る留意事項については、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「遺失物法」という。）及び下位法令並びに高知県警察遺失物取扱規程（平成19年12月本部訓令第35号。以下「規程」という。）第18条によるほか、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　法における措置

(1)　通知を受けた場合の措置（法第100条関係）

文化庁長官又は地方公共団体による発掘により文化財を発見した場合において、当該文化財の所有者が判明しないときは、署長にその旨が通知されるが、当該通知を受けた際は、直ちに当該文化財につき遺失物法（平成18年法律第73号。以下「遺失物法」という。）第７条第１項の規定による公告を行うこと。

(2)　文化財と認められる埋蔵物の提出を受けた場合の措置（法第101条関係）

遺失物法第４条第１項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、直ちに当該物件の発見された土地を管轄する都道府県（当該物件の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内に存する場合は、当該指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。））の教育委員会に提出すること。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(3)　都道府県又は指定都市等の教育委員会による鑑査（法第102条関係）

(2)の物件に係る都道府県又は指定都市等の教育委員会による鑑査の結果、当該物件が文化財であると認められたときは、その旨が署長に通知され、文化財でないと認められるときは、当該物件は署長に差し戻されることとなる。

(4)　文化財の引渡し（法第103条関係）

文化庁長官又は地方公共団体による発掘により発見された文化財若しくは(3)の鑑査を経た文化財の所有者から、署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、当該文化財は文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会から署長に引き渡されることとなる。

上記の引渡しを受けた署長は、遺失物法第６条により所有者へ返還するものとする。

(5)　文化財の帰属及び報償金（法第104条及び第105条関係）

所有者の判明しない文化財の所有権は、国庫又は都道府県に帰属する。この場合において、当該文化財の発見された土地の所有者等に文化庁長官又は都道府県の教育委員会から報償金が支給される。

２　取扱い上の留意事項

(1)　埋蔵文化財の取扱い

埋蔵文化財は、歴史上又は芸術上貴重な資料であるとともに、永年土中等埋蔵されていたことから毀損しやすいため、特にその取扱いには慎重を期すこと。

なお、発見された文化財が、極めて多量である、極めて重い、毀損・混交のおそれがある、学術上・研究上支障があるなどにより現品の差出しを受けることが困難なときは、発見届を提出させることにより現品の差出しを受けたものとして取り扱うこと。

(2)　発見差出者への説明

埋蔵文化財と認められる物件の提出を受けたときは、あらかじめ拾得者に対し、法における当該物件の処置並びに所有者が判明しない場合の帰属及び報償金等について説明を行うこと。また、遺失物法第７条第１項の規定による公告をした後６か月以内に当該物件の所有者が判明しないときは、民法（明治29年法律第89号）第241条、法第104条及び第105条の規定による当該物件の帰属先及び報償金の支給等について、発見差出者に通知すること。

３　その他

関係法令の抜粋を添付する。

昭和二十五年法律第二百十四号

文化財保護法

第六章　埋蔵文化財

（返還又は通知等）

第百条　第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2　前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第百一条　遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第百二条　前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第百三条　第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第百四条　第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条　第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2　前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3　第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4　前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。